*生活保護*

６

＊生活保護制度

＊生活保護の種類

＊施設

＊その他

生活保護制度

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。

厚生労働大臣が定める保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。

保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。保護費は原則として金銭で支給される。

保護を必要とする人のうち、住宅のない人のために宿所提供施設が、身体上又は精神上に障害がある人のために救護施設及び更生施設があり、医療を必要とする人のために医療保護施設及び指定医療機関がある。救護施設及び更生施設などに入所している人には、別に保護基準が定められている。

生活保護法に基づくこれらの保護のほかに、被保護者（保護を受けている人）の自立を支援するため、就労支援費などを支給する都加算援護もある。

なお、各項目の基準額は、全て平成30年４月改定の１級地の１（東京の場合、区部と22市）基準額表によるものである。

担当課　福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4064(直通)

32-431(内線)

❖ 保護の申請と決定

保護の申請　生活保護は、暮らしに困っている人が、居住地又は現在地を管轄する福祉事務所（33･299㌻）に申請することによって開始する。申請できる人は、要保護者（保護を必要とする状態にある人）、その扶養義務者又はその他の同居の親族。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

なお、居住用の不動産を保有している人で、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な場合は、当該貸付資金の利用が保護の実施に優先される。

最低生活費の認定　福祉事務所（33･299㌻）は保護の申請を受けると、家庭訪問などにより世帯構成その他の調査をし、申請者の世帯の最低生活費を計算し認定する。

男33歳、女29歳、子４歳の世帯構成で、１級地の１（東京都区部など）に居住する一般居宅世帯の場合、最低生活費の月額は、一般生活費が16万106円（冬季加算の年平均及び児童養育加算を含む。）、住宅費が１万3,000円（特別基準等は171㌻）以内の実費である。

各世帯の状況に応じて、一般生活費では妊産婦などの加算があり、臨時的な経費として被服費、家具什器費、移送費、入学準備金その他が認定される。

また、教育費では教材費などの実費、住宅費では一定範囲内で実費が認定される。

このほか、医療費、介護費、出産費、生業・技能修得（高校等就学費用の一部を含む。）就職支度の費用、葬祭の費用などが一定の基準で認定される。

収入の認定　保護を申請する場合は、全ての収入を申告するが、出産などの祝金や都又は区市町村の支給する心身障害者（児）に関する手当の一定額など、収入として認定しないものがある。

働いて得た収入については、その収入を得るために必要とした経費（社会保険料・所得税・通勤費・就労に伴う託児費など）及び次の種類の控除が認められる。

①基礎控除　収入金額に応じて一定額を控除

（就労収入が10万円の場合、２万3,600円を控除。ただし2人目以降は２万60円）　②新規就労控除　新規に就労したため、特別に経費を必要とする場合は６か月間、月額１万1,200円を収入から控除　③未成年者控除　未成年者（単身者や独立した世帯を営んでいる場合などを除く。）に対して、その収入から月額１万1,400円を控除

保護の決定　保護を申請した世帯の最低生活費と収入が認定されると、その過不足によって保護の要否が決まる。

保護を必要とする人には、通常申請の日から14日以内に生活保護開始決定通知書が送付される。保護費は毎月初めに被保護者の銀行口座に振り込まれるか、福祉事務所又は町村の窓口で現金を支給する。

※金額については、平成30年４月１日に改定された１級地の１の金額を記載した。

❖ 不服申立て

保護の決定その他の処分について不服がある場合、被保護者などの請求に基づいて必要な審査を行い、その権利又は利益を救済する制度

審査内容　①保護の適否、種類、程度及び方法の決定に関する処分　②保護の変更、停止又は廃止の決定に関する処分　③保護の申請却下に関する処分（保護の申請をして30日以内に通知を受けなかった場合も含む。）その他

請求先　正副２通の不服申立書を作り、総務局総務部法務課又は福祉事務所（33･299㌻）に提出する。

請求期間　処分のあったことを知った日の翌日から３か月以内（やむを得ない理由により期間内に請求できなかった場合を除く。）

なお、審査請求に対する知事の裁決に不服のある人は、厚生労働大臣に再審査請求をすることができる（裁決があったことを知った日の翌日から１か月以内）。

生活保護の種類

保護は、被保護者の日常生活の需要を満たすための生活扶助を始め、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の８つの扶助に分かれている。

以下、金額については、原則として平成30年４月１日に改定された額で、金額が級地によって異なるものについては、１級地の１の金額を記載

担当課　福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4064(直通)　32-431(内線)

（医療扶助・介護扶助以外）

☎5320-4065(直通)　32-441(内線)

（医療扶助）

 ☎5320-4059(直通)　32-435(内線)

（介護扶助）

❖ 生活扶助

被保護者の衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助で、一般生活費として基準生活費、加算、入院患者日用品費、一時扶助がある。

基準生活費　保護を受ける世帯を単位にして、＜表１＞の個人別の額を合計した額に＜表２＞の世帯人数別の逓減率をかけた額に、＜表３＞の世帯人数別の額を加えたもの（新基準額）。ただし、新基準額が旧基準を大幅に下回る場合は、旧基準の0.9の額を新基準額とする。

また、これに11月～３月には世帯人数別の冬季加算、12月には世帯人数別の期末一時扶助が加算される。＜表４＞

＜表１＞第１類（個人別）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年齢 | 旧基準 | 新基準 |
| ０～２歳 | ２万1,510円 | ２万6,660円 |
| ３～５ | ２万7,110円 | ２万9,970円 |
| ６～11 | ３万5,060円 | ３万4,390円 |
| 12～19 | ４万3,300円 | ３万9,170円 |
| 20～40 | ４万1,440円 | ３万8,430円 |
| 41～59 | ３万9,290円 | ３万9,360円 |
| 60～69 | ３万7,150円 | ３万8,990円 |
| 70歳以上 | ３万3,280円 | ３万3,830円 |

＜表２＞世帯人数別の逓減率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯人数 | 旧基準の逓減率 | 新基準の逓減率 |
| １人２人３人４人５人６人７人８人９人以上  | 1.001.001.000.950.900.900.900.900.90 | 1.00000.88500.83500.76750.71400.70100.68650.67450.6645 |

＜表３＞第２類（世帯単位）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯人数 | 旧基準 | 新基準 |
| １人 | ４万4,690円 | ４万0,800円 |
| ２人 | ４万9,460円 | ５万0,180円 |
| ３人 | ５万4,840円 | ５万9,170円 |
| ４人 | ５万6,760円 | ６万1,620円 |
| ５人 | ５万7,210円 | ６万5,690円 |
| ６人 | ５万7,670円 | ６万9,360円 |
| ７人 | ５万8,120円 | ７万2,220円 |
| ８人 | ５万8,570円 | ７万5,080円 |
| ９人 | ５万9,020円 | ７万7,940円  |
| 10人以上１人増すごとに加える額 |  450円 | 2,860円 |

＜表４＞冬季加算と期末一時扶助（世帯単位）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯人数 | 冬季加算(11月～３月) | 期末一時扶助(12月) |
| １人 | 2,580円  | １万3,890円 |
| ２人 | 3,660円  | ２万2,650円 |
| ３人 | 4,160円  | ２万3,340円 |
| ４人 | 4,490円  | ２万6,260円 |
| ５人 | 4,620円  | ２万7,370円 |
| ６人 | 4,910円  | ３万1,120円 |
| ７人 | 5,120円  | ３万3,060円 |
| ８人 | 5,280円  | ３万5,010円 |
| ９人 | 5,450円 | ３万6,670円  |
| 10人以上１人増すごとに加える額 | 170円 | 1,670円 |

※冬季加算の特別基準は1.3倍額。

加算　生活保護基準には、保護を受ける世帯の状況に応じて各種の加算を付けることが認められている。①妊産婦加算　妊婦については妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から、産婦については出産日の属する月から最高６か月間。妊娠６か月未満8,960円、６か月以上１万3,530円。産婦8,320円　②障害者加算　身体障害者手帳１級・２級、国民年金法１級の人の場合、居宅２万6,310円、入院入所２万1,890円。身体障害者手帳３級、国民年金法２級の人の場合、居宅１万7,530円、入院入所１万4,590円。重度障害者加算　１万4,580円（平成30年７月から１万4,650円）。特別介護料、世帯員１万2,230円（平成30年７月から１万2,290円）。介護人７万190円以内

※愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人も、障害の程度により加算があります。詳しくは生活保護を受けている福祉事務所（33･299㌻）へ御相談ください。③介護施設入所者加算　介護施設入所者基本生活費が算定されている人で、障害者加算又は母子加算が算定されていない人に、月額9,690円を加算する。④在宅患者加算　在宅患者であって、現に療養に専念している人が栄養の補給を必要とする場合、１万3,020円　⑤放射線障害者加算　原爆被爆者など、放射線による障害のある人が一定要件を満たす場合、治療中４万3,120円、治ゆ２万1,560円　⑥児童養育加算 15歳に達する日以後の最初の３月31日まで１万5,000円または１万円　⑦介護保険料加算介護保険の第１号被保険者であって、普通徴収の対象になっている人に対して加算する。ただし、保険料額及び納付時期に応じて加算する。⑧母子加算　父母の一方又は両方が欠けている世帯であって児童（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者又は 20歳未満の障害者（児））を養育する場合、居宅２万2,790円、入院入所１万8,990円。児童２人の場合、居宅1,800円、入院入所1,530円を加算。３人以上１人増すごとに、居宅920円、入院入所750円を加算　⑨重複の調整　同じ人が障害者加算又は母子加算のいずれにも該当する場合は、そのうち高い方の額を加算する。

入院患者日用品費　病院又は診療所に１か月以上入院する人などに、月額２万2,680円以内（冬季加算980円）の日用品費を支給

介護施設入所者基本生活費　介護施設に入所する人に、月額9,690円以内（冬季加算980円）を支給

一時扶助　特に必要と認められた場合、次の額を一時扶助

①配電・水道・井戸・下水道設備費　各１件につき12万円以内　②家具什器費　１件２万8,700円以内　③被服費　布団類（再生１組１万3,100円以内、新規１組１万9,100円以内）、平常着（１人１万 3,800円以内）、新生児衣料（５万900円以内）、入院時寝巻（4,300円以内）、紙おむつ等（月額１万9,900円以内）④入学準備金　小学校４万600円以内、中学校４万7,400円以内

❖ 教育扶助

児童が義務教育を受けるときの扶助

基準額　月額　①小学校　2,210円　②中学校　4,290円

特別基準　学級費等の加算月額　①小学校　670円以内　②中学校　750円以内

その他　①教材代　正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な額　②給食費　保護者が負担すべき学校給食費の額　③通学用交通費　通学に必要な最少限度の額　④災害時などの学用品費の再支給　小学校１万1,400円、中学校２万2,300円　⑤学習支援費　月額小学校2,630円、中学校4,450円

❖ 住宅扶助

家賃・間代・地代・補修費その他住宅の維持費を支払う必要があるときの扶助

基準額

①家賃、間代、地代など　一般基準　月額１万3,000円以内　特別基準等３万8,000円以内～９万7,000円以内（世帯人数等による）　②補修費など住宅維持費　年額12万円以内　特別基準18万円以内　③敷金など27万9,200円以内～38万8,000円以内（世帯人数による）　④契約更新料など　10万4,700円以内～14万5,500円以内（世帯人数による）

❖ 医療扶助

けがや病気で医療を必要とするときの扶助医療券等による現物給付が原則

受診の費用　指定医療機関などで診療を受ける場合、国民健康保険の診療方針及び診療報酬に基づく必要最少限度の額

治療材料の費用　国民健康保険の療養費の例等の範囲内で必要最小限度の額

施術の費用　都知事と施術者のそれぞれの組合との協定で定められた額以内の額

移送費　移送に必要な最少限度の額

❖ 介護扶助

介護保険サービスを受けるときの扶助。介護券による現物給付が原則

居宅介護費　指定介護機関による居宅で利用するサービスの自己負担分の費用

施設介護費　指定介護機関に指定された介護保険施設に入所する場合の自己負担分の費用

福祉用具費・住宅改修費　介護保険の福祉用具購入費、住宅改修費の自己負担分の費用

介護予防・日常生活支援費　訪問、通所、配食、安否確認サービス等の自己負担分の費用

❖ 出産扶助

出産をするときの扶助

基準額　①施設分べん29万3,000円以内、居宅分べん26万2,000円以内　②病院・助産所などの分べんは８日以内の入院料実費を加算

③衛生材料を必要とする場合、5,700円以内の額を加算

特別基準　①やむを得ない事情がある場合には、30万8,000円以内　②産科医療補償制度による保険料（掛金）３万円以内

❖ 生業扶助

生業に必要な資金・器具や資料を購入する費用、技能を修得するための費用、就労のための費用を必要とするときの扶助

生業費　４万6,000円以内（特別基準７万7,000円以内）

技能修得費　７万8,000円以内（特別基準13万1,000円以内）

高等学校等就学費　基本額　月額5,450円　学級費等月額1,670円以内　入学準備金６万3,200円以内　学習支援費月額5,150円　このほか教材代、授業料（授業料無償化等の対象となる学校に通学する場合を除く。）入学料及び入学考査料の一部、通学のための交通費について、それぞれ認定された扶助額

就職支度費　３万1,000円以内

❖ 葬祭扶助

葬祭を行うときの扶助

基準額　①大人20万6,000円以内　②小人16万4,800円以内

加算　火葬に要する費用が大人600円、小人500円を超える場合には、その超える額。自動車料金その他死者の運搬に要する費用が１万5,290円を超える場合には、7,340円を限度としてその超える額

特別基準　①小人の葬祭費用が地域の実態からみて大人と同様であると認められる場合、大人の基準額を適用　②葬祭をする扶養義務者のいない死者に対する葬祭の場合、1,000円を加算　③死亡診断又は死体検案の費用が5,250円を超える場合には、その超える額を加算　④火葬又は埋葬を行うまでの間死体を保存するために特別な費用を必要とする場合、その実費を加算

施設

保護施設としては、身体上又は精神上に障害のある人のために救護施設及び更生施設があり、住宅のない人のために宿所提供施設がある。

また、医療を必要とする人のために指定医療機関があり、介護を必要とする人のために指定介護機関がある。

また、生計困難者のために、無料又は低額な料金で利用できる宿泊所（232･480㌻）がある。

❖ 救護施設

身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護している。

処遇内容　①生活指導　②作業訓練　③健康診断の実施　④教養娯楽施設の利用など

入所申請　福祉事務所（33･299㌻）へ

所在地　478㌻参照　10か所、定員911人

担当課　福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4086(直通)

32-436(内線)

❖ 更生施設

身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護している。

処遇内容　①生活指導　②作業訓練　③健康診断の実施　④教養娯楽施設の利用など

入所申請　福祉事務所（33･299㌻）へ

所在地　478㌻参照　11か所、定員850人

担当課　福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4086(直通)

32-436(内線)

❖ 宿所提供施設

住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用とがある。

入所申請　福祉事務所（33･299㌻）へ

所在地　478㌻参照　６か所、定員460人

担当課　福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4086(直通)

32-436(内線)

❖ 指定医療機関

医療を必要とする被保護者の診療、調剤及び看護を担当する医療機関で、健康保険法の指定を受けた医療機関等の中から、厚生労働大臣又は知事が指定したもの

利用方法　福祉事務所（33･299㌻）で医療券等の交付を受け、指定医療機関に提出

担当課　福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4065(直通)

32-441～5(内線)

❖ 指定介護機関

介護を必要とする被保護者の居宅介護等又は施設介護を担当する事業者（施設）で、介護保険法の指定を受けたものの中から、厚生労働大臣又は知事が指定したもの

担当課　福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4059(直通)

32-435(内線)

その他

都加算援護とは、生活保護を受けている世帯（入院患者を含む。）及び施設入所者に対して、その生活内容の一層の充実と向上を図るため、都や区市町村などにより実施されている生活保護法に基づくもの以外の援護措置である。

また、生活保護を受けている世帯の住民税は非課税となるほか、各種の税や料金の減免の制度がある。

❖ 都加算援護

被保護世帯に対する援護　主なものは、①求職活動を行う際に必要となる衣服等の購入費や、高齢者の社会参加や、健康増進等に要する経費など、自立支援のための経費を支給

②被保護学童生徒に対する健全育成及び自立援助のための費用を支給

担当課　福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4036(直通)

32-437(内線)

❖ 税の減免など

生活保護を受けている人の住民税は非課税（生活扶助以外の扶助の場合は減免）となる。個人事業税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税などは、申請に基づいて減免される。

※住民税、軽自動車税の減免の対象範囲は、区市町村によって異なる場合がある。

このほか、国民年金保険料の免除（189㌻）、都営住宅入居保証金の免除などの制度がある。

手続　①住民税、軽自動車税、国民年金保険料は区市役所・町村役場（302㌻）へ

②固定資産税、都市計画税は、23区内は都税事務所、その他の地区は市役所・町村役場（302㌻）へ　③都営住宅入居保証金の免除などは東京都住宅供給公社都営募集課へ　問合せ☎ 3498-8894(代表)　④個人事業税は都税事務所・都税支所又は支庁へ

また、関連するものとして、ＪＲ通勤定期券の割引（261㌻）、都営交通の無料乗車券（263㌻）、水道・下水道料金の減免（268㌻）、放送受信料の減免（268㌻）がある。